

みたるものなり。グライフスワルド大學のフリードリクセン教授の『歐羅巴露西亞の隔境地』と題せる小冊子は、前者と同じく獨逸の交戦國事情を科學的に説明せるものなり。

之を要するに開戦以來の歐洲地理學界に於て最も活氣あるは獨逸學者なること上に述べたる如く其研究する科學を戰爭の問題に直接又は間接に結び附けて何等か貢獻する所あらんとする努力は、世界を敵手として戦はんとする國民決心の一部なるべし。吾人聯合軍側の戰報の屢不利なるを聞き其努力の未だ十分ならざるを疑ふもの、今本篇を草するに當りて轉た聯合國の學界の寂寥たるを遺憾とせざる能はざるなり。

壺井鶴翁に就て

文學士 林 森太郎

本題に就て余は五項に分つて説明したいと思ふ

即ち第一總説、第二鶴翁の事蹟、第三鶴翁の著書、第四鶴翁の功績、第五鶴翁の門人、これである。

其の一 總説

第一は此鶴翁の背景を描く積りで鶴翁以外の當時の故實學者の事を少し述べたい、元和假武以後朝廷に於ては久しく廢絶したりし儀式典禮を段々御再興になつたので、其必要上諸家の記録を探り古典を詮索する公卿が出たが、當時は記録文書類、世に乏し、所謂寛永有職で錯誤や失考も尠からぬことであつた。其後元祿時代の文運勃興と共に地下の間にも朝廷の儀式官位の制度は言ふ迄もなく、宮殿の構造、衣紋の故實調度の製作に至る迄を研究する一派の學者が現はれ所謂有職の學即職學が一科の學問として獨立する機運に向つた。さて此元祿時代に京都に住で此方面に直接に關係のある人を數へて見ると先づ堂上家で裝束の家

としては舊く徳大寺、大炊御門の二家が沙汰して居たが、當時にあつては徳大寺の流を繼げる山科家、大炊御門の役を受けたる高倉家が衣紋の家柄として兩立して居た。併し流石に古風な傳授で固めて居て此智識を一般に流布しやうといふ考は毛頭ないから之は論外とする。野宮家には權中納言

定基卿が居た。實は中院内大臣通茂公の次男で、出で、野宮家を繼いだ。實家の中院家は代々歌人を出した家で通茂も歌人として聞え高く老槐和歌集と云ふ家集もある。斯ういふ話がある、此通茂

が何時か關東へ下向した時に二代將軍秀忠が古今傳授を所望した所が通茂の曰ふには和歌堪能の人ならでは傳授なり難しと申上げて二代將軍を怒らせ其爲めに三年も關東に止め置かれたが色々京都の方からお詫をして辛つと歸京する事が出来た。一寸話が横へ外れたが要するに實父中院通茂は然ういふ見識の高い歌人であつた。定基は和歌には

凝りませず公家の故實を研究した。新井白石の質問に答へた新野問答、小宮山謙亭の質問に答へた有職聞書といふを始め本朝故實記、裝束温故抄などの著書がある。これが先づ野宮定基卿の話である。

夫から滋野井家には權大納言公澄卿が此時代に居た。元來滋野井家は神樂を以て家業として居たが此人は管見野水抄といふ故實書を書いて居る。其孫に公麗卿の如き故實の大家を出したのも偶然ではない。

次に地下の方面を見ると御厨子所預の高橋宗恒が居る。鑑定硬覽の説によるに野宮定基卿の門に入つて學んだ事があるといふ事である。一体此高橋氏は武内宿禰から系統を引き中祖宗成といふ人が後冷泉天皇の康平年中に御厨子所預となつてから只今の宗恒に至るまで實に二十六代約六百五十年間連綿と打續いた名家である。東山天皇が貞享

四年に靈元天皇より御位を譲られ、珍らしく大嘗祭御再興の議が起つた。當時は朝廷に御文書も尠いし、諸家の記録とても不充分であつたのを此時宗恒が一條攝政兼輝公のお見出しに預つて大嘗會勳物並に諸種の圖を畏き邊へ奉つた。此度の大嘗會は形ばかりで然も失考もないではないが兎に角絶わて久しき御再興に少なからぬ功勞があつた。先づ是等が我輩井鶴翁の活動の背景であるが、要するに、一般の傾向は古書舊記が未だ乏しい所から古典に徴するよりは縉紳家の傳へに據る、其縉紳家の傳には随分と臆説があり故實を失へる者少からずと云ふ有様であつたところへ鶴翁が出て如何にも學究的態度を以て此學問を開き縦令縉紳家の説でも證據のないものは採らない、又證據があつても道理に合はぬものは信じない、廣く學び約やかに記して以て有職の學が一つの科學として研究せらるゝ地盤を築いたのである。

其の二 鶴翁の事蹟

鶴翁の傳記は京都仁王門東山通西へ入北側に清光寺といふ寺があつて其の本堂の裏に鶴翁の墓があり其側面に一寸した墓誌銘を彫附てある。その墓誌銘を始めとして諸家人物誌とか名家畧傳とか鑑定便覽とか古學小傳とかいふ物に少々見ゆるが、いづれも極簡畧の者であつて吾人を満足せしむるものはない。亦子孫斷絶して彼の清光寺の墓も無縁塔同様の姿であるから子孫に就て探る便宜もない。又近頃の雜誌などにも一向出ない様である。夫で已むを得ず鶴翁の著書の序跋、門人の多田秋齋の隨筆ぬなは草紙、南嶺遺稿などを探りて聊か知り得た所を述べやう。

鶴翁は通稱安左衛門姓は源、名は義知、ヨシチカ（始め韶政元祿九板源氏男女裝束抄の跋による、元祿十三板の官職秘抄後附跋の終りには義知の印を捺す）名家畧傳なごには『知』の字をトモと振假名せるがチカが本

統である。字は千安別に鶴壽温故軒などの別號もある。明暦三年二月河内國石川郡即ち只今の南河内郡で農家の子として生れた。父は三池道意(道意は晩年の名である)母は壺井氏、明暦三年と云へばすぐに正月にあつた江戸の有名な大火を聯想する。即江戸では火事後の大騒ぎの最中平和なる河内の草深い田舎に呱呱の聲を擧げたのである。此時前に述べた高橋宗恒は十八歳の青年、野宮定基や滋野井公澄卿此二人の誕生に先だつ事約一周十二年であつた。幼少より穎敏で普通の子供とは選を異にしたので村中擧つて之を奇とせりと云ふ。寛文十年十四歳の時父に死別れ母方の壺井氏に養はれ以て壺井を名乗ることになつた。其後大阪に出て筒井吟龍軒即ち白雲老人なる有名なる書家を師匠として書を學び、其の天稟の能筆に師匠を驚嘆せしめ遂に書道の蘊奥を傳授せられて十八九歳で書を以て世に聞けた。延寶五年二十一歳の時聊

かの知邊を便りて信州松本藩へ參り書を以て仕官を望みしかども事調はず、此所に滞在すること七年許去つて加賀金澤藩に至り亦書を以て祿を食まん事を望みしが、此所も面白からずして空く三年許り經過した。或日職原抄を讀んで嘆じて曰く、誠に天下の禮を學ぶ者誰か官職を明らかにせずして其用を成さんや書を以て仕へんとするは蓋し大丈夫の志にあらずと申して(職原抄通考序)勿々に故郷に歸り此旨を一族に披露した。其が貞享二年二十九歳の時であつた。惟ふに過去九年間始めは松本に、後には金澤に漂浪生活をやつたが。此不遇時代があつた爲めに是から新生涯に入るこゝとが出来、後に大名を馳するに至つたと思へば馬琴の言草ではないが、所謂禍福は糾へる繩の如しである。

さて同年京都へ出て四辻家へ奉公し青侍となつた。其時分の主人は四辻宰相中將公韶卿である。

鶴翁は考へた、我たけて學問を志すこと故夜を以て日に繼がずば足る可らず譬へば十年夜を寢ずば人の廿年に當るべしと云ふ意氣込で其から後は宵の中暫らく睡みて夜を日に繼いで厭くことを知らず孜孜として故實の學を研究したが、傍ら平田内匠(秋齋のわなは草紙による同人の職原抄辨講には外記とあり)の弟子となつて主として官職の學を教はつた。初めは深く信じて通つて居たが段々師匠の説の徹底しない點を看破して來た。或夏の事、書物の土用干を手傳つたが、師匠が職原抄大全とて今も坊間に幾らもある本を秘書のやうに取りまはして居つたのを見て、彌よ見限りを付けて師弟の關係を絶つた。この職原抄大全が如何なる本であるかは後に述べやう。是からは全く獨學で舊記を探り、官職を始めとして裝束其他の故實を研究した。

一體青侍風情は御主人參内の供奉の時などは下場所（下）で雑談を交へるのみであるか。鶴翁はひとり

砌みきり即ち軒の下に蹲つて寸陰を惜んで勉強をした。

文祿三、四年即ち其三十四、五歳の頃には有職學者として其名次第に顯はれ門人も出來て參つた。

其後四辻家では鶴翁を家令にせんとしたりしが鶴翁は之を辭し遂に四辻家を退いた。之が元祿何年であつたか能く判らぬ。但し著書の中に裝束要領抄といふがあるが其の終に要領抄の前身の『裝束道のしるべ』の跋を載せてある。其跋は元祿十二年に主人四辻公韶卿の書いたものである。文中に家從壺井義知とあるのを見ると、未だ元祿十二年には義知は四辻家に仕へて居つたものと見ゆる。而して此公韶卿は元祿十三年の薨去であるから今迄の御主人に死なれたのを機として四辻家を退いたのであらうか。さて四辻家を出て有職學者として門戸を張つた所が次第に門人が増して來、公卿にも弟子入をする者があつて、朝廷の故實を地下から教はると云ふ主客顛倒の有様となつた。殊に

余の驚きしは其著壺中抄の上卷に『狩衣に太刀帶しやう』と題する所がある。そこに裝束に就ては専門の山科家から質問されてそれさへ答へて居ることである。總べて入門の時には斯ういふやうな誓をさせたのである。其許より手前學問上達致したるとも其許の説を譏る可らずといふ誓言を立てさせたのである、亦鶴翁が理想として居つた人は彼の政事要略の著者の惟宗允亮であつて、常に斯ういふ事を云つた。『古今の識者大判事惟宗允亮一人のみ、我彼の人に次ぐ人に成りたいが未だ能はず』と常に云て居た。度々引越をしたが遂に中立賣の新町西へ入る所北側の所を永久の住家を極めた。

もごとく此學問は一向金の這入らない學問で四辻家を出た頃に大分不自由をして夜學の燈火に盡きて眞暗で暮したこともあつたと後年鶴翁自身が多田秋齋に話したことが南嶺遺稿に見わて居る。

是れより次第に數多の著述が出来る八條權中納言隆英卿からは温故の二字を給はりて扁額にした。一體隆英卿は大層鶴翁が最負を受けた人で鶴翁の著書の裝束文飭推談の跋などを書いた人であるが温故軒といふ別號は蓋し是から來た者であらう。

さて鶴翁の名聲は、晩年に至つて益々高く禁裡仙洞までも名を聞わ上げたのみならず享保十年即ち六十九歳の時には遙々幕府から召されて斯道のお尋ねを蒙り大に面目を施して歸つた蓋し八代將軍吉宗は大層學問を奨勵し此有職故實の方面に關しても徳川實記附録に斯ういふ事が見わて居る、本邦の古書にも通じ給ひて常に御覽ありしが桃華藥業等は御自ら諸本を讐校せられて考定し給へり延喜式も御抄出ありし御手澤の本今猶あり水戸宰相宗堯卿禮儀類典を献せられし時も其書を繰返し台覽ありて御不審の事ども彼邸の儒臣等に御尋ねありしかばいかでかく國學の事迄深

く知しめされしにやと彼等も感服し奉りけるとなり貞觀儀式撰塵裝束抄なども皆御自らつまびらかに御校正あり云々

斯ういふ風に國學の方にも大層力を盡されたから有名な鶴翁を京都から召し出されたのであらう。要するに晩年には大層名譽ある生涯を送つて遂に享保二十年十月七十九歳の長齡を保つて其家に沒した。即一生を通じて大した波瀾もなく、一言で云へば方正謹直なる君子風の人であつた。墓は即ち清光寺の本堂の裏に在つて、伊藤東涯が其墓誌を書いて居る。

生乎今世、而稽乎古時、處乎閭里、而諧乎朝儀、從其所好、口授筆遺、

といふ銘が見えて居る、是が鶴翁の事蹟の大畧である。

其の三 鶴翁の著述

鶴翁の著者は大層多くて其家に傳へて居る様に多田秋齋は職原抄通考の序の中に述べて居るが、何さま子孫が放蕩無頼で産を破り位牌ばかりにして了つた事であるから其の多數の著書も何處へ散逸したか一向分らぬ。今、世に知られたるは近代名家著述目録の中に見ゆるもの總べて二十四部である。併し其二十四部中には一二の間違もあり亦此目録編纂の當時其實は傳はらず名だけ残つて居たらしい物もあつて其等を差引くと二十一部となる。併し未だ此目録に漏れた五部の故實書があるから今日我々が見得るものは都合二十六部だけであるが猶是に依つて此人の學識の一般を窺ふことが出来る。

さて其著書は第一類官職位階に關する物、第二類裝束に關するもの、第三類故實一般に關するもの、と此三つに分類することが出来るらしい。

第一類のもの

- 一、官職秘抄後附一卷 元祿十一著 元祿十三板
- 二、當時諸家官位昇進次第第一卷 寶永五著 寫
- 三、官職浮説或問二卷 寶永六著 寫
- 四、職原抄辨疑私考三卷 享保三板
- 五、職原抄通考廿卷附封戸職田考一卷 享保十
三著 寫
- 六、職原抄假名抄七卷 寫
- 七、源氏官職故實秘抄七卷 寫(但し近年國文注
釋全書に編入)
- 八、位署式私考一卷 寫
- 九、位署難義私考一卷 寫
- 十、雜辨一卷 寫
- 十一、令私考八卷 寫

對の令外の官や、百官畧領などを國史、律令に依
て書いたものであり、原の官職秘抄は二卷の本で
あるが後附は一卷である。

二、當時諸家官位昇進次第、之には寶永五年の奧
書ありて其奧書に初學の時未だ近世諸家昇進の次
第を知らず葉室頼重卿などより教はつたといふ事
を書いてをる。されば大分前のものらしいが奧書
に依りて寶永五年の著書としておいた。

三、官職浮説或問、之は官職位階に就て古來より
堂上方に云傳へて居る浮説を或問を設けて辨駁し
たものだが、併し裝束に關した事も大分あつて或
は黃襪染と麴塵とを混同して居るのを辨じたり或
は束帶に魚袋を下げるのは夜の公事に眼を催さな
い爲の咒である云ふ俗説を駁し卷末に、寶永六
丑年初秋蒙彼此之間組答之とあるは公家へ遠慮し
ての假托と見ゆる。此本を出した爲に鶴翁は大分
堂上方に忌嫌はれたのである。

四、職原抄辨疑私考で、之と五六とは便宜上次項で述べる事にして次の七に飛ばう、

七、源氏官職故實秘抄、之は源氏の始めの桐壺から順次に權の卷に至る迄の官職の故實を解釋したものであるが併し之にも官職以外の裝束、其外宮殿などの説明も大分見ゆ。權の卷と云へば源氏五十四帖の中の第二十帖に當るから之は源氏の始から三分一強程あつて完結して居ない。

八、位署式私考、是は位署式即ち官位姓名を書き列ぬる書式に關した考證である。實は五の職原抄通考の第二十卷が位署式の卷で、其れと多少重複して居るのは已むを得ない事である。大分拾芥抄を取つてあるが是はその説く所如何にも正確で古代の位署の制度を知るに便利な物である。寛政二年江戸の大塚蒼梧は位署式補義一卷を著はせる中に鶴翁の位署式私考を批評して文義約而事理明瞭也、寔爲位署式明鑑者也と書いてある。

九位署難義私考、此本は位署式につき難解の點を問答体に辨じたもので八とは互に參考すべき姉妹卷とも謂ふべきものである。

十、雜辨は官位についてのくさくさの辨で、一、官次第可據官位令之辨、一、兼守行之辨、一、參木號宰相辨、一、大寮小寮之辨などすべて七項あり十一、令私考は未見の書であるが令中官位令職員令のみの注である云ふ事である。

第二類のもの

- 十二、源氏男女裝束抄三卷 元祿九著 同年板
- 十三、四位五位裝束略抄二卷 正徳六以前著 寫
- 十四、裝束要領抄三卷 正徳六著 寛保二求板
- 十五、増訂源氏男女裝束抄三卷 享保二著 寛政十二板
- 十六、直垂考一卷 享保八著 寫
- 十七、裝束文傍推談一卷 享保十二著 寫
- 十八、枕草紙裝束抄一卷 享保十四著 同年板

十九、延喜式裝束抄二卷 寫

二十、衣文愚童訓一卷 寫

附存

廿一、本朝刀劍略記一卷 享保四著 寫

廿二、紫式部日記傍註二卷 享保十四著 同年板

十二、源氏男女裝束抄は後の享保二年増訂本の原本である。元祿九年六月鶴翁の跋があつて其の時は詔政と云ふ名である。蓋し御主人公詔卿の一字を頂戴したのであらう。

十三、四位五位裝束略抄、次の裝束要領抄の跋に依りて正徳六年以前の著書なる事が分るが精しい年代は分らぬ。其名の如く四位、五位の束帶、衣冠、狩衣之具、直垂之具を略解したものである。

十四、裝束要領抄、序文に依ると前述の如く始め元祿十二年の著書に『裝束道のしるべ』があつたが我ながら得心が出来ず、多年添削を加へたのが即ち此書であると思つて居る。實は三卷の中の始めの

男の裝束二卷だけが鶴翁の著書であつて後附の女官裝束抄一卷は門人の徳田良方の著書である。之も其名の如く要領を書いたもので從來の誤を訂した所が少くない。

十五、増訂源氏男女裝束抄、元連歌師の月村亭宗磧の著だが夫は宗磧が主に花鳥餘情に基づき其外河海抄細流抄弄花抄などの説を輯録したのを鶴翁訂正し首書を加へたものを更に増訂したもので實は二卷である。三卷とあるのは是にも後附が一卷あつて、門人の渡邊康映が女官飾抄、胡曹抄、藻蘆草この三部の中から裝束の色目などを拔萃して一卷としたものであるが之にも鶴翁が所々増補したり頭書を加へたりしてある。

十六、直垂考或、人の間に應じて直垂に就て考證したものである。直垂といふ着物は元來下々の服で農工商一般に着用し官服では無いから和名抄西宮記など古い物には見れて居ない。然るに武家の方

では式正の場合にも將軍以下の着用服としたのみならず、別に軍用の鎧直垂もあつて、いろいろ故實があるから此後伊勢貞丈、土肥經平、大塚蒼梧等の直垂専門の研究もある。貞丈のは明和九年即ち安永元年の著書で直垂考附録といひ、鶴翁の直垂考に附録として其誤を訂し足らざるを補つたもので、卷末に直垂考を批評して「證古書述所考其説精詳矣」と言つて居る。

十七、裝束文飭推談、名の如く裝束の織文の研究であるが、恐らくは織文のみを専門に研究した書の嚆矢であらう。菊花の御文、黄檯染の桐竹、鳳凰、麒麟の御紋から始めて小葵、三重襷、雲に鶴、立涌などの事より指貫の紋が姓氏に依つて差別あるべき事まで、例の如く舊記に依りて考證し今案を加へたもので、靈元法皇の天覽に供へて女房奉書を賜はつたと云ふ事である。

十八、枕草紙裝束抄、十九、延喜式裝束抄共に其

本書に見えて居る裝束を解説したものである。

二十、衣文愚童訓、一名裝束愚童訓とも謂ふが之は束帶衣冠以下白張、十徳に至るまで概略解説したもので餘り大したものではない。

廿一、本朝刀劍略記、これは未見の書であるが、神代の劍より始めて諒闇劍尻鞘に至るまで三十餘條を考説した物と云ふ事である。

廿二は紫式部日記註釋、元來紫式部の日記の註釋では女官の裝束を説明するが眼目であるから茲に附加へて置いた。

第三類のもの

廿三、昔傳拾要三卷 寶永六著 寫

附、昔傳拾提要一卷

廿四、故實秘要抄二卷 寫

廿五、壺中抄二卷 寫

廿六、鄙鶴問答一卷 寫

第三類の四つのは何れも故實に關する隨筆や

うのもので、此人の研究の範圍の如何に廣いかを知られる。最後の鄙鶴問答は田舎の門人の質問に對する鶴翁の答辯であるが、與書を見ると、此名は門人の速水房常が附たものである。此外に先年故實叢書中に編入した裝束集成も鶴翁若くは其門人などの輯録せしものならんと校訂者の端書に在るが、別に證據がないから茲には漏して置いた。是で職原抄に關する三編を除く外は解説した譯である。

其の四 鶴翁の功績

鶴翁の研究が官位及び裝束の上に最も多く注がれた事は前の著書に依つても知られるが、此人の功績は主として此の二つの上に存在して居る。總じて此人の研究の方法が如何にも確固たる基礎の上に立て居ることは當時に在つては洵に敬服すべきことで、必ず自分の信じた舊記に證據を採り少

しも臆説を交へず、疑はしきは闕いてある。何か古書を研究する時に當つては先決問題として本文の鑑別を試みて居る。悉く書を信ずれば書なきに如かずと申すが、此人は悉く書を信せず、疑ふべきは疑ひ辨すべきは辨じて眼光紙背に徹する趣がある。

先づ官位の方で申さば職原抄の研究である。職原抄は既に足利時代に大分後人の加筆があつて原の面目を失へる點があつたのを慶長十三年に中原職忠が版にする時分に(この以前には慶長四年刻の慶長勅て流布の範圍は)更に本文を勝手に増損して其師の明經博士船橋秀賢卿に與書を請うて出したのである。夫で職原抄のこの版本は不幸にして顯統本教具本杯いふ古本とは餘程相違したる俗本である。當時職原抄の需要は多かつたから其後正保二年版の本もあり寛文二年版の本もあるが何れも何等の訂正を加へない。此職忠の門人平田内匠即ち鶴翁の師

匠であつた人や同門の植木悦など云ふ當時の職原學者即ち官職學者は、此の俗本に盲従して或は註釋を作り、或は講演をした爲め官職の學問は頗る紊亂を來し其の本義本説を失つて來た。始め鶴翁の傳記の所で説いた職原抄大全は全く此の植木悦の著書で、此の本が左程に價値のないといふことも自ら分り、又鶴翁が師匠に對して見限りをつけたのも尤もの事であつた。其外當時職原抄の註釋は實に多く林春齋の講じた職原抄問書、於雲子と署名してある職原抄參考等の類本が澤山出たが、皆彼の俗本に依つたので折角の註も氣の毒乍ら骨折損の草臥儲けに了つた。茲へ鶴翁が出て國史舊を證據として職原抄の流布本に疑を挟み、古本顯統記本に校合して研究努力の結果遂に職原抄辨疑私三考(第一類に見えて居る)を著はして後人の加筆を除き脱文を補充し、且つ本文の修正を試み正しむ訓點を付けて立派な定本を作つたのである。

世間の人は皆濁れる當時に於て是だけの眼を具へたのは流石に豪いと謂はねばならぬ。この書出たからは今迄鶴翁に盾を突ける人も皆兜を脱いださうであるが洵に然もある可き事である。此復古した職原抄を以て弟子に教授し猶漢文で綿密な解釋精確な考證を試みたものが職原抄通考二十一卷、假名文で比較的平易に書けるものが職原抄假名抄七卷である。先づ此三部が鶴翁の大著述で、是から官職の學急に開け鬱陶しい霖雨の晴れた後の如くなつた。之が我が鶴翁の第一の功績である。次に裝束の方に移ると、この方面に此鶴翁の最も努力したことは裝束要領抄の自序の中にかう見えて居る。

下愚素より蒙昧にして適冠服の故事を辨へ知らんとこの一隅にかたより學びて徒らに艱難を年齢にのみ積みて傍人の勤め學ばずして時に遇へるを仰ぎうらやめり今空しく鶴髮の衰老となり

筋力漸く疲れて驢驢の如し(時に六十歳なり)然れども嗜好の道いよ／＼捨て措き難く云々

と、此人が装束についての苦心の跡が解るが、惜しむ可し著書として残れるは唯だ大要を述べしものが多く、まだしも装束文飭推談が最も専門的の物であらう。一體當時の故實學者の風として直接に門弟に教授するに骨を折つて著書として世に發表するには重きを置かなかつたのである。併し皆秩序的で従來の装束抄とは選を異にして居る。該博なる智識があればこそ能く其大要を摘んで手際好く纏め得たのであらう。當時の門人に對しては、如何にも詳しい講義があつたらうとゆかしく思ふ。多田秋齋のぬなは草紙には「當時堂上方の人々にも斯る程の有職は有り難からなん」と稱へて居る。彼の山科家から装束に關することを尋ねられたを見て成程と頷かれる。要するに装束の新研究を遂げて是迄の幾多の誤を訂正せるは我が

鶴翁の第二の功績である。尤も今日の眼より見ると引用書に未だ不穩當なものがあり其説に誤謬もなきにしも非れども、夫は創始時代の研究として其時代を認めてやらなければならぬ。又身分は地下である。地下の有職學者として其の身分を認めてやらねばならぬ。要するに此學問は此人に依つて内容も研究の方法も極つて始めて一科の學問となつたので「惑ひを千古に關き教へを萬世に垂る」と云ふ成句はやがて鶴翁の事業に適用すべきものであらう。多田秋齋が職原抄通考の序文に「政仲(秋齋の元の名)が輩幸に先生に先立たずして先生の爲めに後生となることを喜ぶ、學ぶに註解あり推すに規矩あり此時斯道を學ばずば則ち何れの時か學ばんや嗟呼先生の政仲が輩に恩ある事之に比ぶべき物なし」と書けるは強ち師匠に對する溢美の辭令のみではない。

其の五 鶴翁の門人

船橋秀賢——中原職忠

平田内匠

壺井鶴翁

壺井氏房

植木悅

多田秋齋

速水房常

谷村光義

徳田真方

渡邊康映

伊藤忠宜

鶴翁の墓誌及名家畧傳に依ると門人が百人餘であるが、多田秋齋は職原抄通考の序文の中には門に及ぶ者二千餘人、堂に上る者三十餘人、室に入る者六七人と書いて居る。堂に上る者と室に入る者との堺はむつかしからうが、兎に角門に及ぶ者二千餘人とは少し大袈裟のやうである。併し一席の講演を聴いた者までも總て弟子の中に數へ込めば長生をした鶴翁の事であるから實際其れだけあつたかも知れぬ、それはともあれ高足の弟子は六七人と云ふから、此所に擧げた人達が所謂室に入

る者であらう。始めの壺井氏房は鶴翁の子で通稱善藏といふ。即ち清光寺に墓を建てた人である。何時生れたか如何なる著述があつたか一向判らぬ但し多田秋齋は其の才實に先生の子なるかなど稱へて居るから親を辱しめぬ程度と見ゆる。猶延享の京羽二重、諸師諸藝の有職に新町中立賣角、壺井安左衛門男庄田右衛門尉と見ゆるは兄弟にや。

次に多田秋齋は攝津の多田生れであるが多くは京都に住で居た。曾に職學のみならず歴史にも神道にも語學にも大飛躍を試み、加之八文字屋の浮世草子にまで手を延ばした事は言ふまでもない。鶴翁とは其性格が全く反對で、如何にも覇氣滿々、俗に惡達者といふ方であつたが、遂に鶴翁と子弟の間柄が隔絶して仕舞つた。夫は舊事記の研究から起つた事で、即ち秋齋が享保十六年に舊事記僞書明證考(短く云へば舊事記僞撰考)一卷を著はして先生に示し、今迄先生は舊事記を引かれたが、斯

る杜撰の偽書であるから別に一部の書を著して今迄我引いた舊事記の文は取るべからずと書いて世に行ひ給へと勧めた鶴翁は今や七十五歳の老齡で根氣も盡きて居たらう、今まで偽書と心付かずして引いたとあつては人の信用も醒めるから我著書に引いてゐるのは其儘にして置くと云つて大分偏狹であつたらしいが、其爲めに師弟の間に不和が起つたのである。但し今申したのは秋齋の書いた物に依つて述べたので鶴翁の側からは何ういふ言分があつたか判らぬ。兎に角秋齋は鶴翁から予が没後營業を相續せよとて壺井將監といふ名を譲られて居たけれど、それも返して仕舞つた。安齋隨筆には秋齋の學風を批評して、

此の秋齋近年國學に名高き人なり、然れども偽りを好む癖あり豪傑なる者なれども其偽り大瑕なり惜むべきかな彼が著述の書の引書疑はしきもの多し、中臣祓氣吹抄に古物彙函と云ふ書を

引く又武門故實百箇條には古物彙典といふ書を引けごその記する所古物に非ず妄作なり己が著して己が引けるなるべし……己が妄説を實にせんが爲に品々の書を作り置きて古書と偽りて時々取出して引き用ひたるものと見ゆ秋齋が書は疑はしくて取り難し每篇偽りにもあるまじけれども偽交る故覺束なくて用ひ難しと、猶貞丈は秋齋問語評の跋にも同様の事を述べて「此人にして此病あること惜しむ可し」と嘆いて居る。如何にも秋齋は博覽宏才の人であるが、才に任せて人を欺く嫌があつたやうである。其著書の中には職原抄辨講、武門故實百箇條、三十箇條故實辨、故實類聚抄、故實纂要等職學に關するものも多い。

次は速水房常、通稱小市郎京都の人で、殊に律令格式を研究して世に稱せられたと鑑定便覽に見ねるが、著書の現存せるものは増補諸家知譜拙記、

公事根源愚考、職原鑿要の類である。此外に職原須知、裝束問答といふのがあるやうに近代名家著述目録に見ゆるが、余は此二つは未だ見ず、この中増補諸家知譜拙記は公卿の系圖を見るに最も簡便な本であらう。

次に谷村光義は男山八幡宮の神官で、建武年中行事略解の著者であり。又紫式部日記傍註の附録になつて居る五節舞姫考も書いた人である。

次の徳田良方は裝束要領抄の中の女官裝束抄を著した人、

次の渡邊康映は源氏男女裝束抄の後附を書いた人であるが、此の二人に就てはそれ以外の事は一向調べが附て居らぬ。但し元祿本の源氏男女裝束抄の方には渡邊康映の跋もあつて湖南散人ごあるから大津あたりの人であらうか。

最後の伊藤忠宜は秋齋のぬなは草紙の中にて名を發見したが、生れは伊豫の松山で、京都に遊び盡

井門に入つた。實は此人の紹介で多田秋齋は鶴翁の門人となつたのである。

之を要するに是等の門人の活動が其の師匠の事業と相俟つて直接間接に後の研究者にどれ位便宜を與へたかは改めて言ふ迄もない事である。是より後の話ではあるが、江戸の端保巳一の門からは松岡辰方、石原正明、屋代弘賢、長野美波留、中山信名などと云ふ幾多の故實學者が出て其等の人々が又有名なる弟子を出し斯の學界に多大の貢獻をした。此京都の壺井門は江戸の端門と前後相對して故實の學問開拓の二大勢力の中に數ふべき事は誰が見ても異論のない所であらう。

禮部志稿解題

文學博士

内藤 虎次郎

明治四十五年春、余は京都帝國大學より派遣せられて奉天の祕庫に史料を採訪せり。其の主なる